

意見書(案)

山形県沖を震源とする地震災害からの早期復旧・復興に関する意見書

本年6月18日、山形県沖を震源とするM6.7の地震が発生し、鶴岡市では震度6弱、酒田市、大蔵村、三川町では震度5弱を記録するなど、庄内地域を中心に、山形県全域が激しい揺れに襲われた。

この地震は、平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の震度5強を超える本県観測史上最大の地震となり、県民に大きな不安や恐怖を与え、鶴岡市の大岩川・小岩川地区を中心に、屋根瓦の損壊などの住家被害が多数発生している。

ライフライン施設については、5千8百戸を超える停電のほか、一部地域では上水道が断水し、県や市町村が管理する道路に亀裂や段差が生じるなど、住民が安定した生活を取り戻すために、全力で復旧対策に取り組んでいるところである。

また、本県有数の観光地である鶴岡市内の温泉では、ホテルの屋根瓦の落下や、源泉から各施設に温泉を供給する配管の破損により休業を余儀なくされた。さらに宿泊予約のキャンセルが多数発生していることから、今後に向けては、本県観光への風評被害による影響を最小限に食い止める必要がある。

よって、国においては、一日も早い復旧・復興により、県民が安定した生活を取り戻し、地域経済を維持するため、下記の措置を講じられるよう、強く要望する。

記

- 1 地方港湾及び漁港の物揚場等における段差又は亀裂の発生、土砂崩落により河川が埋塞し隣接する水田に河川の水が流入したほか、道路に亀裂や段差が生じるなどの被害が発生しているため、これら公共土木施設及び漁港等について、災害復旧等に必要な財政措置を講じること。
- 2 住家屋根瓦の落下・破損の修繕及びブルーシートによる応急対応への支援、ブロック塀の倒壊や災害復旧事業に採択されない施設の復旧など、今後自治体において多額の財政負担が見込まれるため、復旧・復興に向けて、特別交付税の増額配分など、十分な地方財政措置を講じること。
- 3 震源に近い学校施設を中心に、天井材の落下や壁面のひび割れが多数発生しているほか、国指定及び国登録の文化財に、建物内壁の亀裂や柱及び梁の割れ、屋根瓦の落下など、多数の被害が発生しているため、これら被災した文教施設、文化財の復旧等に必要な財政措置を講じること。
- 4 庄内地域を中心に社会福祉施設において、屋根瓦の落下や構内通路の亀裂などの被害が発生し、利用者へのサービス提供に大きな支障をきたしているため、施設の復旧等に必要な財政措置を講じること。
- 5 観光業の早期復旧及び事業継続のため、旅館・ホテル等に対して、施設・設備の復旧に係る新たな支援制度を創設すること。また、今後観光シーズンの本格化を迎えるに当たり、本県観光に関する正確な情報を発信するとともに、風評被害の払拭・観光需要の早期回復のための事業実施に対する支援を行うこと。
- 6 地域経済を支える中小企業・小規模事業者においては、特に酒蔵では酒瓶等が破損するなど、商品の落下や事業所設備・備品の破損等の被害が生じ、事業継続に困難な状況が生じているため、資金繰りの支援策や補助事業の拡充及び税の減免、納税の猶予措置等の特例措置の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月2日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
復興大臣  
内閣府特命担当大臣（防災）

あて

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和元年7月2日

提出者 山形県議会議会運営委員長 奥山 誠治